

平成29年第3回臨時会

○議長 宮城清政君 ただいまから、平成29年第3回南風原町議会臨時会を開会いたします。

○議長 宮城清政君 それでは、ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開会（午前10時01分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって13番 玉城 勇議員、14番 金城好春議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長 宮城清政君 日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。これから議案の上程に入ります。

日程第3．議案第64号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第3．議案第64号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第64号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を踏まえ、改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第64号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。理由につきましては、ただいま副町長からあったように国の人事院勧告、県の人事委員会の勧告、それから一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を踏まえた上での改正でございます。お手元の議案書8ページの新旧対照表をご覧くださいな

がら、併せて概要資料で説明をいたします。

今回の全体的な改正の概要として、勤務手当の支給割合を0.1月引き上げる改正、それから、勤勉手当と期末手当を合算すると年間支給割合は4.3月から4.4月となります。再任用の職員につきましては、0.05月の引上げでございまして、年間支給割合は2.25月から2.3月となります。

それから、管理職の勤務手当については、減額の算定に係る減額対象額に乗ずる割合を改正しております。これまでが勤勉手当引上げの説明でございました。

それから、新旧対照表の9ページからございます行政職給料表にも改正がございます。これは給与月額を400円から1,000円の幅で平均すると0.21パーセント引き上げるという改正でございます。この9ページの1級1号の改正後14万2,600円、改正前が14万1,600円でございますので1,000円の引上げです。7級が改正前36万1,800円、改正後は36万2,300円ということで500円の引上げです。おおむね1級、2級、3級までが1,000円、4級、5級が900円、6級が800円、7級が500円ということで、若い等級ほど上げ幅が高くなっております。10ページ、11ページまで49号給、1級職につきましては13ページの93号級は500円の引上げです。ということで、級が若い、それから号級が若いほど上げ幅が大きい引上げということです。これは前年も同様でございます。一番低い引上げとなりますと、13ページをご覧いただきまして6級の85号給で、改正前が40万9,400円、改正後が40万9,800円ということで400円の引上げです。そういうことになっております。

それから15ページ。再任用の職員につきましては、一律400円の引上げという改正になっております。

そしてこの職員の給与に関する条例の改正につきましては、2条立てになっておりまして、まず1条で0.1月、12月期に0.1月を引き上げて支給するという扱いです。

それから新旧対照表の16ページです。これについては、附則で第2条につきましては平成30年4月1日からの施行ですので、明けた年からは6月期と12月期に0.05月ずつ上昇するという2条立ての改正となっております。

以上が、議案第64号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 ちょっと教えてください。再任用職員というのは、今のところ何名おられますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 教育委員会で2名でございます。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 再任用制度のシステムができてから4年ですか、もつとなりますでしょうか。その間の流れの中で2名というのはどうなのでしょう。見方として多いのでしょうか、少ないのでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 26年12月から施行しておりますので、多いとか少ないの比較に即答はできないのですが、希望による再任用ということでございまして、この2名含めてこれまで3名の方が再任用で勤めていただいた、いただいているということになります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第64号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第64号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから議案第64号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第64号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第4. 議案第65号 特別職の職員で常勤のもの期末手当支給条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第4. 議案第65号 特別職の職員で常勤のもの期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第65号 特別職の職員で常勤のもの期末手当支給条例の一部を改正する条例 特別職の職員で常勤のもの期末手当支給条例の一部を改正する条例を別紙の

とおりに提出いたします。提案理由としまして、一般職の給与改定、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律を踏まえ、改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第65号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。これにつきましても、議案第65号の議案書、それからそれに付いております新旧対照表3ページ、それからお配りしました概要資料で説明をいたします。まず、期末手当現行が年で3.25月。それを0.05月引き上げて3.3月とする改正でございます。第3条で改正前は6月期に100分の155、12月期に100分の170を乗じて得た額ということ、改正後は6月期に100分の157.5、12月期に100分の172.5の率で支給するという改正でございます。そして、附則の2項に、但し29年12月期に支給する期末手当については、100分の175、12月期で一遍に0.05月を引き上げて支給すると。本則3条については、次年度からの適用になるということでご理解をいただきたいと思っております。

以上が議案第65号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案65号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第65号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから議案第65号について討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第65号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第5. 議案第66号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第5、議案第66号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第66号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出します。提案理由としまして、特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例を踏まえ、改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第66号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。これにつきましても同様に、議案書に付いております新旧対照表、それから概要説明資料で説明します。その前に、議員の期末手当でございますが、これまで年間で3.1月の支給率でございました。特別職が3.25月でございましたので、差があったということでございます。その経緯でございますが、平成21年度は特別職、議員とも年間3.35月、22年が人事院勧告関係で引下げがございまして特別職、議員とも3.1月に改正されました。平成23年に特別職の引下げがございまして、2.95月に引き下げられました。しかし、議員は3.1月のままです。特別職2.95、議員が3.1という率が平成23年から26年度まで続いて、27年度にはまた人事院勧告で特別職が3.1への引上げでした。その次の年です。そこが差のついた年ですが、平成28年も人事院勧告の関連で特別職が3.15月になりました。そのときに議員はそのままで、現在3.1のままということで、平成22年度から上下の改正がなかったため特別職との支給率に違いが出ているということでございます。今回の条例改正で特別職と同率への引上げ改正を提案するわけですが、期末手当の支給割合は年0.2月引き上げる改正になります。現行の3.1から3.3月への引上げです。これも先ほどの特別職と同様に改正前は第2条で6月期は100分の145、12月期が100分の165です。それを6月期に100分の157.5、12月期には100分の172.5の支給割合への改正ということでございます。そして附則で29年度の12月支給割合については、100分の185という率での支給とうたって、本則の分は次年度からの適用になるという改正でございます。

以上が議案第66号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案66号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第66号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから議案第66号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第66号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。休憩します。

休憩 (午前10時22分)

再開 (午前10時22分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第6. 議案第67号 平成29年度南風原町一般会計補正予算 (第5号)

日程第7. 議案第68号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)

日程第8. 議案第69号 平成29年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

日程第9. 議案第70号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算 (第3号)

日程第10. 議案第71号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算 (第2号)

○議長 宮城清政君 日程第6. 議案第67号 平成29年度南風原町一般会計補正予算 (第5号)、日程第7. 議案第68号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)、日程第8. 議案第69号 平成29年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)、日程第9. 議案第70号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算 (第3号) 及び日程第10. 議案第71号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算 (第2号) についてを一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、議案第67号から議案第71号まで一括して提案をいたします。議案第67号 平成29年度南風原町一般会計補正予算 (第5号) 平成29年度南風原町の一般会計補正予算 (第5号) は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,225万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億163万3,000円とする。2項 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

引き続き議案第68号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) 平成29年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万9,000円を増額し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億3,733万1,000円とする。2項 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

引き続き議案第69号 平成29年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 平成29年度南風原町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,478万円とする。2項 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、議案第70号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第3号) 平成29年度南風原町の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,164万4,000円とする。2項 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による

次に、議案第71号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号) 平成29年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,336万5,000円とする。2項 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは、議案第67号から議案第71号までの一般会計、特別会計の概要を説明いたします。今回の補正は、議案第64号から第66号までの条例改正に伴う補正予算の計上となっております。

まず、議案第67号一般会計補正予算(第5号)の2ページ第1表歳入歳出予算補正について説明します。歳入歳出それぞれ1,225万5,000円を増額し、補正後の一般会計予算額は151億163万3,000円となります。今般の条例改正に伴う一般職の給与、勤勉手当、特別職それから議員の期末手当の総額が1,225万5,000円ということになります。

続きまして6ページ、歳入について説明します。17款1項1目、財政調整基金繰入金1,225万5,000円の増は、第5号補正歳入歳出の調整により基金から取崩しを行うことによるものです。なお、補正後の同基金残高は17億3,845万1,000円となります。

続きまして7ページ。1款1項1目、議会費から24ページ10款6項2目、共同調理場運営費までの各款項目の2節から4節までの補正増額は、今回の条例改正に伴うものです。11ページの3

款1項1目28節. 繰入金51万9,000円、2目28節. 繰入金5万3,000円、18ページ8款4項1目28節. 繰入金66万1,000円は、それぞれ4つの特別会計に所属する職員分の条例改正に伴う繰出しとなっております。

続きまして25ページの特別職の給与明細の説明をいたします。補正前と補正後の比較で、期末手当で96万円、共済費2万3,000円の合計98万3,000円の増額となっております。

26ページ。一般職の給与明細についても、給料133万4,000円、職員手当736万6,000円、共済費133万9,000円の合計1,003万9,000円の増となっております。その下の表は職員手当の内訳となっております。

続きまして27ページは、給料及び職員手当の増減額の説明となっております。

28ページは、給与及び職員手当の状況を示しております。ア職員1人当たりの職種別給与の補正前後の比較表で、一般行政職から現業職までの平均給料月額と平均給与月額、平均年齢の比較であります。イ初任給の国との比較表となっております。

29ページ。ウ級別職員数を職種ごとにその構成割合を補正の前後で比較した表で、その下はそれぞれの職務内容を1級から7級までの級ごとに示しています。

30ページのエ昇給については、補正の前後に変わりはありません。

31ページのオ期末手当・勤勉手当は、その支給率を比較した表で、補正後も国と同支給率となります。カ定年退職及び勤奨退職に係る退職手当も国との支給率の比較を示したものです。

32ページのキ特殊勤務手当は、職種別、給料総額に対する比率と支給対象職員の比率と代表的な特殊勤務手当の名称を示しております。クその他の手当は、扶養手当、住居手当及び通勤手当の国との比較であります。通勤手当については、バス等の運賃等相当額の支給限度額等に差があります。

続いて議案第68号南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。6ページの繰入金51万9,000円の増は、一般会計からの歳入であり、7ページの歳出に同額を計上しています。8ページ以降の給与明細等の補正の前後及び本町と国との比較であり、内容については一般会計でご説明したものと同様でございます。以下の各特別会計の説明でも省略いたします。

続きまして議案第69号南風原町後期高齢者特別会計補正予算（第2号）についてでございます。6ページの繰入金5万3,000円の増は、一般会計からの繰入れで、7ページの歳出に同額を計上でございます。

議案第70号南風原町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についても6ページの繰入金25万2,000円の増は、一般会計からの歳入であり7ページの歳出に同額の計上となっております。

議案第71号南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についても同様に6ページの繰入金40万9,000円の増が一般会計からの繰入れでございます。7ページ1款1項1目. 一般管理費と8ページ2款1項1目. 事業費の歳出額の合計に同額を計上しております。

以上が議案第67号 平成29年度南風原町一般会計補正予算（第3号）から議案第71号南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）までの概要となっております。ご審議のほどよろし

くお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 特別勤務手当というのをお聞きしたいのですけれども、例えば一般会計で32ページの税務職のみ書いてあるわけです。それで国保でも特殊勤務手当というのが一般行政職として書いてあるのだけれども、これでは特殊勤務手当はないということなのか。それともこれはアップとかそういうことだけのせてあるのか、それだけ教えてもらえますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 概要でも説明したとおり、これには税務手当の代表するものということで書いてあります。税務に関しても滞納整理をする徴収の職員への支給です。国民健康保険も税でございますので同様な支給です。今般の改正での手当の増額はございません。

それから、その他の手当として行旅死亡人取扱手当、遺骨収集手当、感染症防疫作業手当、野犬等取扱手当、災害時等勤務手当、用地交渉手当、それから徴収手当というのがございます。以上の特殊勤務手当がございます。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 確かにそういったもの全て覚えていないのですけれども、いろんなものがあつたような気がしたのですね。これらがこの表にないのはどういうことなのでしょう。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 この32ページの特殊勤務手当のキのほうは、税務手当だけが確定して支出されているものです。その他の手当は発生したときでございますので、この表に給料の総額に対する比率とか支給職員の比率というのが表現されないということでございます。発生したときのみ支給ということをご理解いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから議案67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第67号 平成29年度南風原町一般会計補正予算(第5号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

○議長 宮城清政君 続きまして、議案第68号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

○議長 宮城清政君 議案第69号 平成29年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

○議長 宮城清政君 続きまして、議案第70号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

○議長 宮城清政君 議案第71号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第11. 承認第6号 専決処分(平成29年度南風原町一般会計補正予算(第4号)の承認について

○議長 宮城清政君 日程第11. 承認第6号 専決処分(平成29年度南風原町一般会計補正予算(第4号)の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第6号 専決処分(平成29年度南風原町一般会計補正予算(第4号)の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年度南風原町一般会計補正予算(第4号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

次のページをお願いします。専決処分については、9月29日に行っております。記1. 専決処分事項 平成29年度南風原町一般会計補正予算(第4号)について 平成29年度南風原町一般会計補正予算(第4号)については、歳入歳出総額150億8,110万4,000円に歳入歳出それぞれ827万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億8,937万8,000円とする。2. 専決処分理由として、平成29年9月28日に召集された第194回臨時国会において、平成29年9月28日に衆議院が解散し、選挙までの日程が平成29年10月10日公示、平成29年10月22日投開票に決定したことから、衆議院議員総選挙に向けた準備等を行うための予算を計上する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をしております。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 承認第6号 専決処分(平成29年度南風原町一般会計補正予算(第4号)の承認について概要を説明いたします。今回の補正専決の理由は、ただいま副町長からあったとおりでございます。まず6ページをお願いいたします。14款3項1目. 総務費県委託金827万4,000円の増額補正は、衆議院選挙執行経費交付金で県からの交付基準を基に計上しております。

続きまして7ページです。2款4項7目. 衆議院議員選挙費827万4,000円の増額補正は、1節. 報酬から15節. 工事請負費の選挙に係る必要経費の補正となっております。

以上が、承認第6号 専決処分(平成29年度南風原町一般会計補正予算(第4号)の概要となっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 大きく2点質問します。選挙事務に係ることですけれども、終わっていますので確認をしたいと思いますが、今回の衆議院選挙は解散が決まってから期日が非常に短いかで選挙事務の準備等、本当に大変だったと思います。そのなかで、今回の選挙についていくつか変更点があったと思います。特に津嘉山公民館が工事中にかかりまして、急きょだと思

が津嘉山小学校に投票場が例年と違う場所になった点、またもう1つは、例年同様だと思いますが期日前投票に関してです。数が非常に増えてきたなかで、今は3階の庁議室で行っていると思いますが、時間帯によっては非常に混雑をして時間がかかったというような声が町民から聞こえました。今回の選挙でそのへんをどのように総括されて、今後どのように対応していくのか、これは決算のときに実際は出てくるのかも知れませんが、次回の選挙が決算の前にあると思いますのでそのへんどうお考えか、また選管でどう議論されているかお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 照屋仁士議員のご質問にお答えします。まず1点目、津嘉山公民館から津嘉山小学校に今回、投票場が変わったということについてですが、結果として津嘉山公民館に間違っただけで出向く投票者がいたということは事実、報告がございました。それを受けて、われわれとしては通常2名を駐車場などの案内に配置しておりますが、今回急ぎの策として駐車場案内を増やして、途中から津嘉山公民館にも案内の人間を増設する手配を行いました。が、このような報告がありましたのは事実であります。津嘉山小学校においては、やはり前日、前々日に悪天候が続いたということで、駐車場の運動場への乗り入れが不便を来していたこと、体育館裏の駐車場への出入りがどうしても狭隘であること、このあたり駐車場への誘導、動線が今後の課題だと選挙管理委員会でも議論されました。

続いて2点目の期日前投票についてなのですが、今回、ご指摘のとおり前回のほぼ2倍の投票者数がございました。その点について、期日前投票は3階の庁議室で例年行っておりますが、廊下で待っている時間、一定程度の時間に渋滞が起きてしまったというのは反省事項としてありまして、その点についてはどうしても入場券の裏面に記載をする時間、そしてまたスムーズな進行という部分について選挙管理委員会でも議論がされました。引き続き3階の庁議室でやったほうがいいのか、あるいは別の場所でやったほうがいいのかということも議論はされております。そのあたりが今回の衆議院議員総選挙終了後の選挙管理委員会総括でございます。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 すぐ結論は出ないと思いますが、ぜひ次の選挙には改善できるように取組を進めていただければと思います。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第6号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

平成29年第3回臨時会

んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって承認第6号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから承認第6号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから承認第6号 専決処分（平成29年度南風原町一般会計補正予算（第4号）の承認について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は承認されました。

○議長 宮城清政君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

○議長 宮城清政君 これにて平成29年第3回南風原町議会臨時議会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会（午前10時53分）